

西京極総合運動公園補助競技場に係るネーミングライツ募集要項

1 趣旨

本市では、市民や事業者の皆様の支援により施設の魅力を高めるとともに、本市の新たな財源を確保し、もって社会貢献の促進及び本市財政の健全化に寄与するため、ネーミングライツの更なる導入を促進しています。

この度、西京極総合運動公園補助競技場の魅力向上、更なる知名度向上や情報発信、スポーツ施策に関わる社会貢献や本市への貢献を促進することを目的とし、ネーミングライツ契約の相手方となる事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 公の施設の名称

西京極総合運動公園補助競技場

(2) 所在地

京都市右京区西京極新明町29 別紙1「西京極総合運動公園補助競技場位置図」参照

(3) 構造及び面積

施設面積 16,800㎡

フィールド1面（天然芝／7,313㎡）

陸上トラック1面（ウレタン／400m×8レーン）

※公益財団法人日本陸上競技連盟第3種公認

(4) 設備

管理棟 180㎡

倉庫 86㎡

観客席 500席

付属設備 管理室、放送室、用具庫、更衣室 等

(5) 設置目的

スポーツのための施設の提供

スポーツの競技会、講習会等のための施設の提供

(6) 開設年月

昭和42年7月（平成29年度大規模改修実施）

(7) 利用状況

令和3年度 利用率48.4%

令和3年度 個人利用約23,000人

(8) 供用時間

午前7時から午後9時まで

3 募集概要

(1) 通称

事業者は、施設通称を命名する権利を有します。通称に関する条件は、以下のとおりです。

ア スポーツ施設の通称として誰もが理解できるものとしてください。

イ 大会から市民の身近なスポーツの場として、多くの方々に利用されていることを踏まえ、「京都」などの所在地を表す地名を含む通称としてください。

ウ 募集の趣旨に照らし、通称変更を求める場合があります。

エ 和文以外の表記、ロゴについては別途協議とします。

オ 原則として、契約期間内の通称変更はできません。

カ 公序良俗に反する等、社会的に批判を受けるものは通称として使用できません。

(2) 予定価格（ネーミングライツ契約料）

年間 1 1 0 万円（税込）以上

（対価は金銭、金銭及び金銭以外、金銭以外のいずれかとし、金銭以外のものについては金銭に換算した時の相当額とする。）

(3) 契約期間

3 年以上 1 0 年以内

(4) 新通称使用開始時期

契約を締結した日

(5) 提案事項

別紙 2 に記載する審査項目に基づく提案を募集します。ただし、提案された内容については事業者の負担により実施するものとします。

(6) 応募資格

応募者は、提案内容を自ら主体となり実施する事業者とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は応募者となることができません。

ア 京都市広告掲載基準第 2 条の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者（法人及びその他の団体にあつては、代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）

ウ 国税及び地方税に滞納のある者。その他の本市に対する金銭債務について滞納のある者

エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

オ 暴力団又は暴力団に関係すると認められる者（応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合があります。）

カ 京都市競争入札等取扱要綱第 2 9 条第 1 項に規定する競争入札参加停止の措置を受けている者

キ その他、ネーミングライツ契約の相手方として適当でないと市長が認める者

(7) 選定方法

京都市ネーミングライツ審査委員会が、応募者から提案された通称、希望契約金額、契約期間、その他提案事項のほか、応募者の経営の安定性やスポーツ施策に関する社会貢献、地域貢献等の審査基準（別紙 2 「伏見桃山城運動公園野球場、吉祥院公園球技場及び西京極総合運動公園補助競技場ネーミングライツ契約の審査基準」のとおり）に基づき、総合的に審査し、本市が決定します。（京都市ネーミングライツ審査委員会委員は別紙 3 のとおり）

(8) 審査結果の通知

本市は、審査終了後、速やかに応募者全員に審査結果を通知するとともに、審査の概要（応募者名、契約候補事業者名及び提案内容、全体講評等）を本市ホームページ等で公表します。（経営情報等については非公開とします。）

(9) その他

本件は、「京都市ネーミングライツ実施要綱」に基づき実施するものです。そのため、応募に際しては、同要綱を参考としてください。

4 契約時期

本件の審査結果を京都市会へ報告した後に、契約手続を開始します。

※契約締結後、工事等により施設を供用停止する期間が生じる場合は、当該期間の取扱いについて別途協議することとします。

5 契約期間満了後の措置

契約期間満了日の6箇月前までにおいて、事業者は契約の延長について申し入れることができます。

ただし、契約期間満了日の1年前から、別途、京都市ネーミングライツ実施要綱に基づく新たな提案を受け付けることとしますので、満了日の6箇月前までに他の提案があった場合には、公募を行い、京都市ネーミングライツ審査委員会で審査を行うこととします。

6 事業者への特典例

(1) 施設通称看板掲出権

競技場出入口付近

管理棟 など

※1 上記の掲出場所は例示ですので、詳細は別途協議のうえ決定します。

※2 施設通称看板等の設置期間はネーミングライツ契約期間内とします。

※3 通称表示方法については、都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課と協議し、本市屋外広告物等に関する条例に基づく確認を受けることとします。

※4 通称の設定に伴い必要となる名称表示サイン及び看板等の変更に要する費用、契約期間満了後に原状回復に要する費用は、提案者の負担とします。また、これらの変更及び現状回復の作業も本市の確認を受け、提案者側において実施することとします。

※5 権利・特典については、第三者への権利譲渡は出来ません。

(2) 通称の浸透・定着支援

通称決定後に、新通称の浸透・定着のため、本市として次の支援を行います。

ア 各報道機関への資料配布等によるマスコミへの浸透

イ 本市の広報紙への掲載、その他各種媒体における通称使用の徹底による市民への浸透

ウ 施設パンフレット等における通称使用の徹底による利用者への浸透

7 応募期間

令和4年7月15日（金）から8月25日（木）までの期間に、必要書類（「9 応募書類」参照）を事前連絡のうえ持参又は郵送してください。郵送の場合は期間内必着とし、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とします。

8 質問の受付及び回答

募集要項に関して質問がある場合は、「11 応募書類の提出先及び問合せ先」に記載するメールアドレスに、「西京極総合運動公園補助競技場に係るネーミングライツ募集要項の質問」と件名を記入して電子メールで提出してください。また、電子メールの送付後、送付した旨を電話連絡し、市が受信できたことを確認してください。

(1) 質問の受付期間

令和4年7月15日（金）から7月28日（木）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とします。

(2) 質問の回答

令和4年8月8日(月)までに、本市ホームページに掲載します。

※質問の回答内容については、募集要項の該当部分の追加又は修正とみなします。

9 応募書類

次の書類をA4フラットファイルに綴じて、12部(正本1部、副本11部)提出してください。

なお、応募書類の作成等に要する費用は、応募者負担とし、提出後の書類は理由の如何を問わず返却しません。

(1) 京都市スポーツ施設ネーミングライツ応募申込書(様式1) 審査項目①②③

(2) 会社概要(直近3期分の決算報告書等、財務状況の分かる資料) 審査項目④

(3) 登記事項証明書(法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書で、申込日から3箇月以内に発行されたもの) 審査項目④

(4) 直近1年分の国税及び地方税(京都市分)の納税証明書 審査項目④

(国 税)直近1箇年分の法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

(地方税)京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書(直近1年分)

(5) 京都市暴力団排除条例に関する誓約書(様式2)

※ただし、応募書類の提出日時点において京都市競争入札有資格者名簿に登録されている場合は不要とする。

(6) 提案内容に係る書類(様式任意)

ア スポーツに対する理念や活動実績、今後の具体的な方針など(京都市関連計画を踏まえた取組やSDGsの取組など) 審査項目⑤

イ 京都市の各種施策・事業や地域等への貢献実績、今後の具体的な方針など(京都市関連計画を踏まえた取組やSDGsの取組など) 審査項目⑥

(7) その他、提案者の強み等を活かしたより良い施設運営等に向けた提案・要望があれば、併せて提出してください。

※必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

10 失格要件

(1) 審査期間中に、応募資格を喪失した場合

(2) 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

(3) 総合審査において、審査項目の「通称」、「金額」、「契約期間」又は「経営の安定性」のいずれか一つが「評価できない」とされた場合

11 応募書類の提出先及び問合せ先

京都市文化市民局市民スポーツ振興室 ネーミングライツ担当

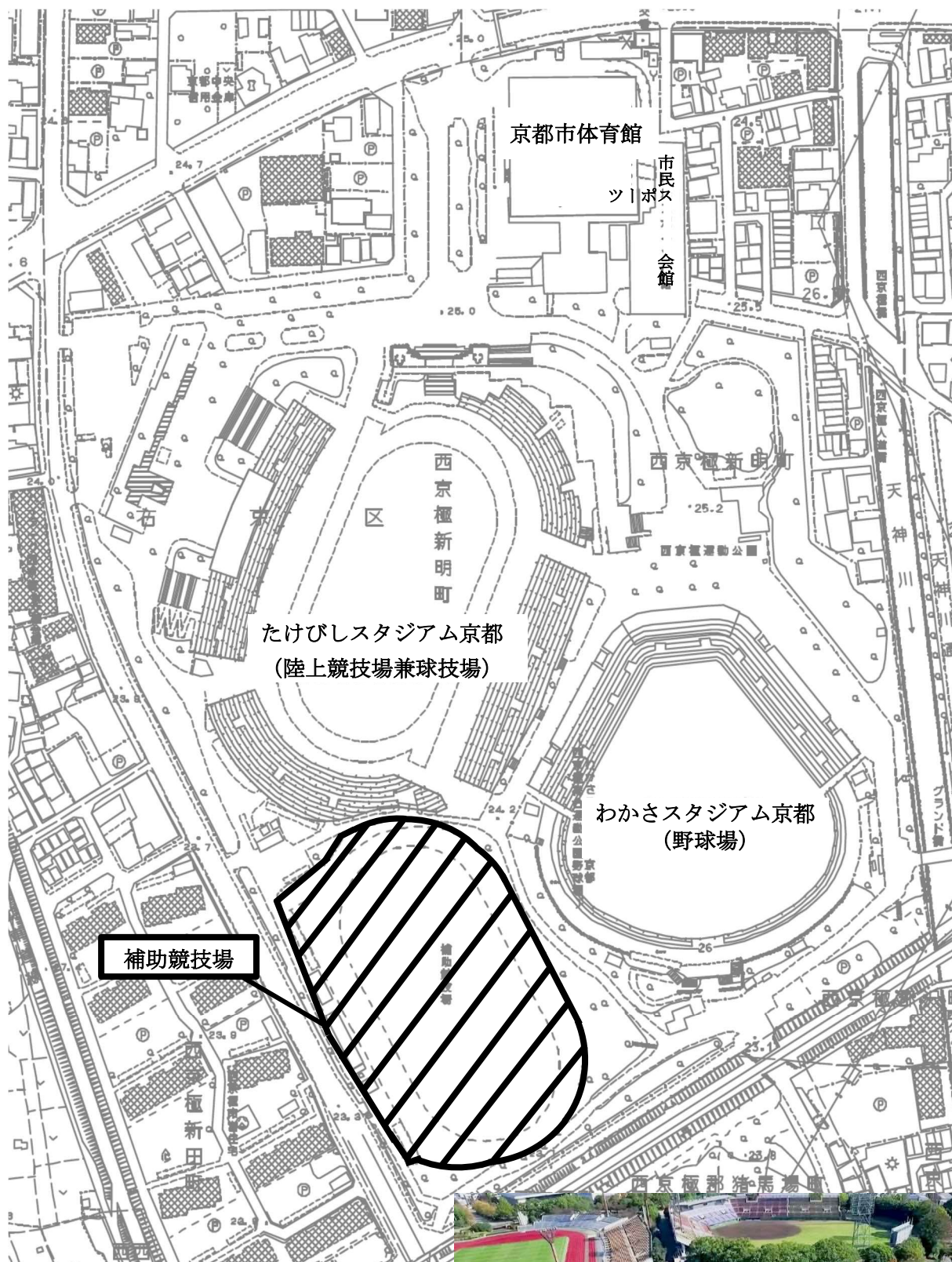
〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

TEL: 075-222-3135/FAX: 075-213-3367

E-mail: sports@city.kyoto.lg.jp

西京極総合運動公園補助競技場位置図



西京極総合運動公園補助競技場